



労基署便り

令和3年度 No.5

大河原労働基準監督署



◎ 令和3年労働災害発生状況（1～7月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
製造業 計	27 (1)	25	-2	241 (5)	248 (1)	7
食料品製造業	11	9	-2	105 (2)	105 (1)	—
機械金属製造業	6 (1)	6	—	67 (3)	62	-5
建設業 計	11	16	5	146	161 (3)	15
土木工事業	2	5	3	42	60 (2)	18
建築工事業	6	7	1	79	77 (1)	-2
その他の建設	3	4	1	25	24	-1
運輸交通業 計	5	8	3	178 (1)	244 (1)	66
陸上貨物運送業	5	10	5	161 (1)	221 (1)	60
商業	14	11	-3	194	245 (1)	51
社会福祉施設	7	9	2	101	194	93
全産業	81 (2)	102	21	1170 (8)	1529 (6)	359

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※()は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※令和2年の建設業については、業種分類精査により件数が変わっています

9月は全国労働衛生週間準備期間です！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回目を迎えます。令和3年度は、「向き合おう！ ところとからだの健康管理」をスローガンとして10月1日から7日までの1週間展開されます。

各事業場におかれましては、9月1日から9月30日までの衛生週間準備期間及び本週間を契機に、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

取り組み状況をチェックして確認！

事業場実施事項（準備期間に点検する事項(項目のみ)）

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- ④ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者に対する健康づくりの推進
- ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑥ 石綿による健康障害防止対策
- ⑦ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- ⑧ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- ⑨ 腰痛の防止、熱中症の予防、テレワークを行う労働者の安全衛生確保等
- ⑩ 労働衛生3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）や労働衛生教育の推進
- ⑪ 粉じん、電離放射線、騒音、振動、酸欠等の作業の特性に応じた防止対策の徹底

点検事項等の詳細については、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページで確認することができます（厚労省HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000804342.pdf>）。

監督署入り口にもリーフレットを備えていますので、ご利用ください。

職場の健康診断実施強化月間です！

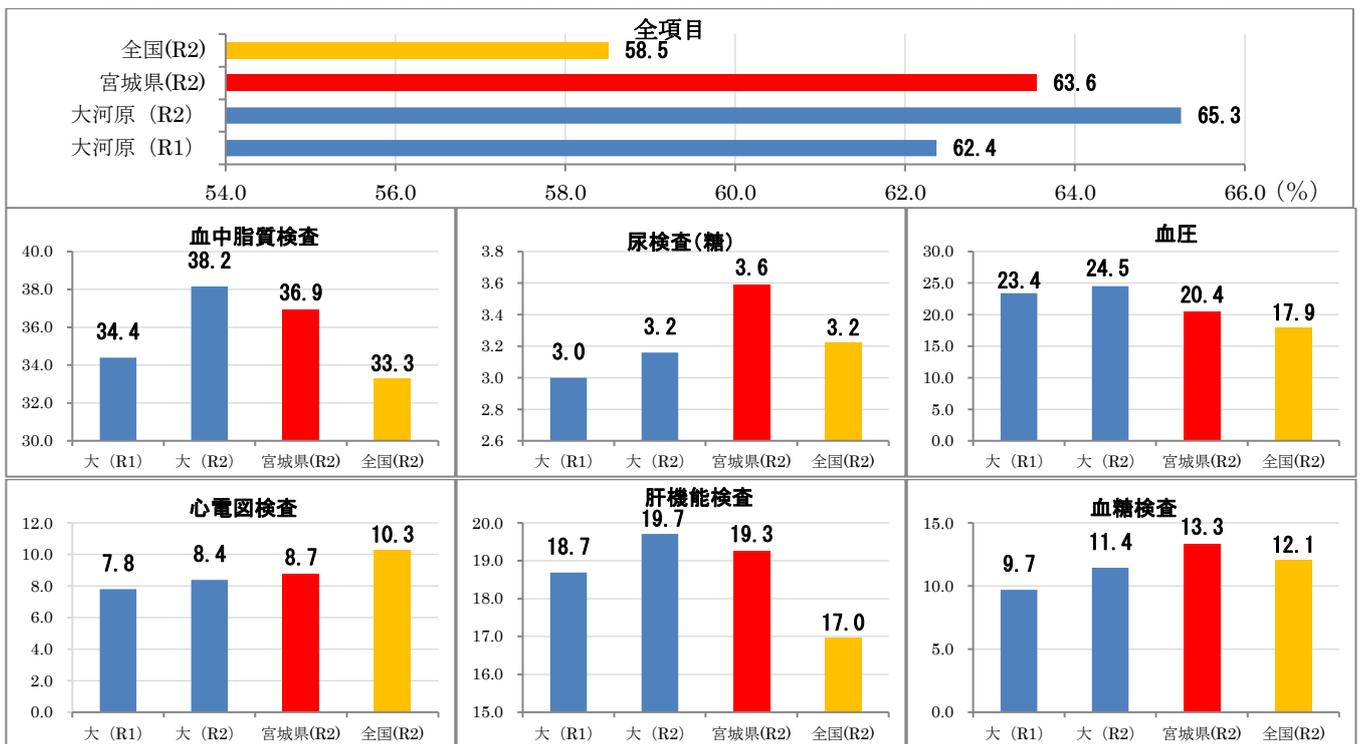
9月は職場の健康診断実施強化月間です。大河原署管内の令和2年の一般定期健康診断の有所見率は65.2%と全国(58.51%)及び宮城県(63.55%)よりも高くなっています。項目別では、血中脂質検査、血圧及び肝機能検査で全国より有所見率が高い状況となっています。

なお、労働安全衛生法では、健診結果において異常の所見があると診断された労働者に対して、医師の意見を聴取し、その意見を勘案し、必要な措置を講じることとされています(法第66条の5)。意見を聴く医師については、労働者50人以上の事業場は産業医が適当です。また産業医の選任義務がない50人未満の事業場は仙南地域産業保健センター(連絡先:0224-53-4010、利用は無料です。)を活用してください。

健康診断を確実に実施するとともに、健診結果に基づく事後措置を適切に行い、労働者の健康確保に努めていただくをお願いします。

ところで、労災保険の二次健康診断等給付をご存知でしょうか。これは、直近の定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常所見がある場合に、無料で精密検査や保健指導が受けられる労災保険給付制度です。脳・心臓疾患の未然予防のため、積極的な活用をお願いします。

全国・宮城県内及び大河原署管内の定期健康診断における有所見率(青色:大河原署管内、小数点第2位四捨五入)



「せんなん健康チャレンジウィーク 2021」に参加しませんか！！

宮城県仙南保健所では、働く人の健康づくりの取組の一環として、大河原労働基準監督署と共催で「せんなん健康チャレンジウィーク 2021」を9月1日から10月7日の間実施します。取り組み内容は、受動喫煙防止やノー残業デー推進のほか、いろいろなコースを用意しています。なお、申込期間は9月21日までと迫っております。事業場、施設、団体単位での申込みとなりますので、健康づくりのきっかけに、ぜひ取り組んでみませんか？申込方法や内容等の詳細は、宮城県仙南保健所(成人・高齢班)(TEL:0224-53-3120)にご連絡ください。

これらの3コースから項目を一つ又は複数選んでチャレンジします。

コース名	項目	内容
健康情報提供 からだチェック	①健康情報ポスター*掲示	「減塩」「歩数アップ」「たばこ」ポスター*を事業所に掲示
	②塩分チェックシート*活用	従業員等にチェックシート*を配布し、塩分摂取傾向を自己チェック
	③歩数チェックシート*活用	従業員等にチェックシート*を配布し、みやぎウォーキングアプリ(スマートフォン)・歩数計等で測定した1日の歩数を記録
	④禁煙チャレンジシート*活用	喫煙者にチャレンジシート*を配布し、禁煙チャレンジを促す
	NEW! ⑤体重チェックシート*活用	体重チェックシート*を配布し、体重測定を毎日記録する
からだにやさしい環境づくり	⑥受動喫煙防止対策推進	敷地内禁煙を終日実施
	⑦運動、健康機器設置	血圧計、体重計、バランスボールやダンベル等の設置
	⑧ノー残業デー推進	定時退勤で健康づくりに取り組みやすい雰囲気づくり
	⑨健康づくりイベント等実施	施設(団体)独自の健康づくりの取組等の実施

発行:大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。